

令和6年度研修計画

1 基本的な考え方

本県では、平成24年3月に改定した「愛媛県人材育成方針（以下「人材育成方針」という。）」に基づき、愛媛県政に求められる職員像を明らかにするとともに、困難な課題に、「スピード感」を持って、「前向き」に取り組み、「結果を追求」する実践型職員にシフトし、分権型社会における今後の担い手となる職員の育成に努めることとしている。

【求められる職員像】

- (1) 高い使命感と倫理観・遵法精神を具えた職員
- (2) 県民目線に立って考え、自ら行動できる職員
- (3) 経営感覚を身につけた職員
- (4) 創造的な施策を立案し実行できる職員
- (5) 5つの意識改革を実践する職員

研修所は、一定期間集中的に研修に専念することができる、人材育成の中核機関として、人材育成方針を踏まえ、政策立案能力や業務遂行能力、マネジメント能力等の向上に向けた研修に取り組んできたところである。

このため、職員が公務員として伸ばすべき能力・知識は何かを自ら把握し、進んで選択して意欲的に職務遂行能力の開発・向上に努められるよう、計画的で効果的な研修体系とする。

2 重点を置く研修等

(1) 階層別研修の実施

採用時や昇任後に一律に実施する階層別研修については、それぞれの職位ごとに求められる基本的な能力や資質に関する課目はもとより、民間経営のノウハウ、仕事と家庭生活の両立支援など、県政を取り巻く時代の潮流の変化に対応した研修を効果的に実施する。

また、二重行政の解消や市町職員の人材育成支援の観点も踏まえ、市町との階層別研修の合同実施などに取り組む。

(2) ステージアップ研修の実施

ステージアップ研修は、採用時・主任級・係長級・主幹級昇任時を能力開発の節目とし、それぞれの間を3つのステージ(重点研修期間・専門性習得期間・総合力開発期間)として位置付け、次の職位で必要とされる能力開発の課目を自ら選択して受講する研修である。

時代の変化に応じた講座内容の見直しを行い、新しいアイデアや豊かな発想を涵養する能力の強化や、業務効率の更なる向上などの新たな視点も盛り込みながら、ビルドアンドスクラップにより、引き続き、研修メニューの拡充などに取り組む。

3 令和6年度の主な変更点

(1) 若手職員に向けたキャリア形成支援の強化

【階層別研修】【ステージアップ研修】

従来の研修体系において、若手職員を対象としたキャリア形成について直接的な研修は行っていなかったが、令和5年度に実施した職員ヒアリングにおいて、人材育成・キャリア支援に対する意見が多数あったことから、採用時から継続してキャリア支援を行うことが求められている。

このため、新規採用職員研修において「県職員としてのキャリアについて」を新設するほか、ステージアップ研修では「キャリア形成支援講座」を新設し、採用時から自身のキャリアについて自律的に、県職員としての将来像をイメージさせ、人材の定着を図る。

(2) 県政への理解の促進

【階層別研修】

令和5年度に策定した総合計画の実現を図るためには、職員がその理念・政策体系のほか、県政が抱える課題やその背景等を理解しておくことが重要である。

このため、各階層別研修において、公約と連動した総合計画や主要施策への理解を深める課目を導入する。

(3) 高齢期職員研修の見直し

【階層別研修】

段階的な定年年齢引き上げの実施により、令和6年度からは定年延長となった職員が勤務することとなる。

定年延長職員や再任用職員は、これまでのキャリアで培ったスキルや知識・ノウハウなどを生かし、引き続き即戦力として活躍することに加え、そのスキル等の職場への伝承や後進指導等の取組みが求められている。

このため、令和5年度に再任用職員を対象に実施した「高齢期職員研修」について、定年延長職員も対象に加えたうえで、「定年延長・再任用職員研修」に改称し、60歳からのキャリアデザインの重要性（働くことへの動機付け）や求められる役割に対する認識を促すことができるよう、研修内容の見直しを行う。

(4) 政策立案における発想力の強化

【ステージアップ研修】

人口減少・少子高齢化が進み、社会全体の生産性向上が求められる中、自治体職員においては、職位（ステージ）に関係なく、新たな政策を立案するための、発想力の強化がこれまで以上に求められている。

従来、ステージアップ研修「問題解決・発想力パワーアップ講座」において、係長級職員を対象に発想力の強化を図る研修を実施してきたところであるが、令和6年度においては、物事を組み合わせるひらめきや発想力を養成することを重視し、政策形成能力の更なる向上を図るとともに、講座名は「問題解決・政策形成・発想力パワーアップ講座」に改称したうえで、受講対象もステージに関わらず希望する全職員が受講できるようにするなど、内容の拡充強化を図る。

4 宿泊研修の再開について

令和元年度末からの新型コロナウイルス感染症の拡大により、研修所で開催される研修は原則通所（希望者は宿泊可）とし、また、WEB配信による研修を導入するなど、感染拡大対策に努めてきたところである。

令和5年度においても上記方針のもと研修を実施してきたところであるが、当該感染症の感染法上の位置付けが5類に移行し、研修の実施を原因とした感染の拡大は認められなかったことから、宿泊に関する考え方を以下のとおり見直す。（食事については別途委託業者と協議中）

① 新規採用職員研修及び2年目研修

原則通所から基本宿泊へと変更。ただし、採用形態の多様化や家庭生活との両立支援の観点から一律に宿泊を求めることはせず、職員の諸事情に応じ柔軟に対応する。

② その他の研修

研修日程等も考慮しつつ、宿泊研修の再開に向けた検討を継続。